

平成27年度第1回茨城県東海地区環境放射線監視委員会

議事録

日時：平成27年8月17日(月)15時00分から15時50分まで

場所：ホテルレイクビュー水戸 2階 鳳凰

○関課長

大変お待たせをいたしました。

定刻になりましたので、ただいまから、平成27年度第1回目の茨城県東海地区環境放射線監視委員会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、当委員会にご出席を賜わりまして、厚く御礼申し上げます。

本日の委員会につきましては、お手元に配付させていただいております次第により進めさせていただきますが、会議に先立ちまして、配付させていただいております資料のご確認を賜りたいと存じます。

最初に、白い1枚紙でございますが、会議次第、座席表、監視委員会の委員名簿と出席者名簿の4種類がございます。そのほか、資料No.1、厚い冊子でございますが、監視委員会評価部会報告書第170報及び第171報という冊子がございます。さらに、資料No.1-1でございますが、その要約版といたしまして、監視委員会評価部会報告書平成26年度第3四半期及び第4四半期環境放射線監視結果について、それから、A4の横判でございますが、資料No.2、福島第一原子力発電所事故に係る特別調査結果の概要について、それから、資料No.2-1と2でございますが、その詳細版であります。特別調査結果の概要が2種類、さらに、1枚紙でございますが、資料No.3といたしまして、海水トリチウム測定結果について、それから、参考資料としまして、監視委員会評価部会報告書に記載されている核種と用語についてでございます。

不足しているものがございましたら、事務局までお知らせをいただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

なお、お手元でございます監視計画につきましては、次回以降も使用させていただきますので、大変恐れ入りますが、会議終了後に机の上にそのままお置きいただければと思います。

なお、申し遅れましたが、私、本日の進行を務めさせていただきます県の原子力安全対策課長の関でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、新たに委員となられた方々を紹介申し上げます。

初めに、日立市長の小川委員でございますが、本日、所用でご欠席され、代理で日立市総務部生活安全課長補佐の小林様でございます。

続きまして、国立研究開発法人水産総合研究センター中央水産研究所海洋・生態系センター長の杉崎委員でございます。

続きまして、茨城県生活環境部長の小野委員でございます。

続きまして、茨城県環境放射線監視センター長の岡田委員でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、以降の議事の進行につきましては、当委員会要項の規定に基づきまして、山口委員長にお願い申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

○山口委員長

皆様、こんにちは。

お盆上がりの大変お忙しいときにお集まりいただきまして、御礼申し上げます。

ご協力をいただきながら、円滑な会の運営に努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

本日の議題は、平成26年度の環境放射線監視結果についてでございます。

具体的には、平成26年度第3・4四半期の短期的変動調査結果、下半期長期的変動調査結果、線量の推定結果でございます。

既に評価部会で検討をいただいておりますので、評価部会長であります岡田委員から内容をご報告させていただきます。

では、岡田委員、よろしく申し上げます。

○岡田委員

評価部会長の茨城県環境放射線センター長の岡田でございます。

平成26年度第3四半期及び第4四半期の環境放射線監視結果につきまして、今年3月26日と7月22日に開催しました評価部会におきまして、協議・検討した結果をご報告させていただきます。

お手元の資料No.1-1の2ページをご覧ください。

今回ご報告します短期的変動調査結果と長期的変動調査結果の調査目的、内容及び線量の推定結果の内容につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、短期的変動調査結果につきましてご説明いたします。3ページをご覧ください。

初めに、環境における測定結果でございます。

空間ガンマ線量率につきましては、月平均値で、福島原発事故の影響により、98地点のうち、6地点で、平常の変動幅である上限値100ナノグレイ/時を上回っております。

1時間値の最大値は、降雨の影響により、最大で170ナノグレイ/時を観測した地点がありました。

第3・第4四半期については、第1・第2四半期の平成26年4月から9月と比べましても、横ばいかやや低下しております。

4ページをご覧ください。

空間ガンマ線量率の各地区における月平均値につきまして、月別の推移を示しております。全体に減少傾向となっております。

5ページをご覧ください。

大気中の放射性核種につきましては、一部の地点において、大気塵埃と降下塵から、原発事故の影響により放射性セシウムが検出されました。

また、牛乳・原乳及び海水中の放射性核種分析の結果では、牛乳中の放射性ヨウ素、海水中のトリチウムのいずれも不検出でありました。

なお、牛乳につきまして、原発事故の影響により、放射性セシウムが1地点、これは那珂市の豊喰でございますが、検出されましたが、検出された値は、国の基準値50ベクレル/リットルを十分下回るものでありました。

6ページをご覧ください。

大気塵埃中のセシウム137につきまして、代表地点における推移を示しています。第3・第4四半期については、第1・第2四半期と同じ水準で推移しており、事故後4年以上を経過し、十分に低いレベルまで減少しております。

7ページをご覧ください。

降下塵中のセシウム137の推移を示しています。こちらも第3・第4四半期については、第1・第2四半期と同じ水準で推移しており、事故後4年以上経過し、十分に低いレベルまで減少しております。原子力施設の敷地内の結果につきましてご説明いたします。8ページをご覧ください。

空間ガンマ線量率につきましては、東海地区のサイクル工研、大洗地区の機構大洗で測定しておりま

す。いずれの地点も、月平均値は、第1・第2四半期と比べて、横ばいかやや低下しております。

1時間値の最大値は、降雨の影響により、最大110ナノグレイ/時を観測しております。

大気塵埃中の放射性核種分析結果につきましては、原科研など3地点で測定しております。原発事故の影響により、1地点で放射性セシウムが検出されておりました。検出された値は、第3・第4四半期については、第1・第2四半期と同じ水準で推移しております。

9ページをご覧ください。

放出源における測定の結果につきましてご説明いたします。

排気中の主要放出核種につきましては、排気のあった37排気筒で測定し、原科研の燃料試験施設などで検出されました。いずれも過去と同じレベルまたはそれ以下であり、また、管理目標値を下回るレベルでありました。

そのほか検出された核種といたしましては、原電東海でトリチウムと塩素36、東海第二でトリチウムが検出されましたが、いずれも過去と同じレベルまたはそれ以下であり、また、周辺監視区域境界外における法令値を下回るレベルでありました。

全ベータ、全アルファの結果につきましては、いずれも不検出でありました。

10ページをご覧ください。

排水中の放射性核種につきましては、排水のあった排水溝で測定し、原科研の第2排水溝などで検出がありましたが、全て法令値以下でありました。

全ベータの結果につきましては、原科研の第2排水溝などで検出されましたが、全て監視委員会が定めた判断基準を下回っております。

再処理施設排水中の放射性核種につきましては、サイクル工研と県が分析した結果、トリチウムなどが検出されました。いずれも法令値以下でありました。

再処理施設排水中の全ベータにつきましては、サイクル工研、県ともに不検出でありました。

全ガンマ放射能の連続測定結果につきましては、原科研の第2排水溝などの排水溝で測定し、原発事故の影響により、一部の排水溝で検出されました。

長期的変動調査結果につきましてご説明いたします。11ページをご覧ください。

初めに、環境における測定結果でございます。

空間ガンマ線量測定につきましては、写真のように、1メートル高さでサーベイしております。原発事故の影響により、全ての地点で原発事故前の測定値を上回っておりますが、年次推移を見ますと、徐々に低下しております。

12ページをご覧ください。

積算線量測定につきましては、こちらも、原発事故の影響により、全ての地点で、それぞれの地点における平常の変動幅の上限を上回っておりますが、年次推移を見ますと、空間ガンマ線量のサーベイと同じく、徐々に低下しております。

13ページをご覧ください。

漁網表面吸収線量率につきましては、不検出でありました。

大気、土壌などにつきましては、分析値の欄にありますとおり、原発事故の影響により、降下塵や土壌などから放射性セシウムが検出されております。

14ページをご覧ください。

陸水や海水などにつきましては、こちらも、原発事故の影響により、放射性セシウムが検出されてお

ります。また、海底土からプルトニウムが検出されておりますが、原発事故前の最高値より低い値でありました。

15ページをご覧ください。

続きまして、線量の推定結果でございます。

放出源情報に基づき推定した被ばく線量は、公衆の年間実効線量限度1ミリシーベルトを大幅に下回っております。

16ページをご覧ください。

積算線量に基づく外部被ばく実効線量は、0.31ミリシーベルトから0.90ミリシーベルトと推定されます。

各地点の自然放射線による外部被ばく実効線量が0.18ミリシーベルトから0.34ミリシーベルトでございますので、福島原発事故の影響による追加の外部被ばく実効線量は0.064ミリシーベルトから0.65ミリシーベルトと推定されます。

この値は、測定地点に24時間365日滞在した場合の推定値でございますが、福島原発事故を受けて、国が用いている、1日のうち屋外に8時間、屋内に16時間滞在するという生活パターンで計算いたしますと、福島原発事故による追加の外部被ばく実効線量は0.038ミリシーベルトから0.39ミリシーベルトと推定され、年間1ミリシーベルトを下回っております。

17ページをご覧ください。

環境試料中の放射性核種分析結果に基づく成人の預託実効線量は、東海地区で0.0041ミリシーベルト、大洗地区で0.0026ミリシーベルトと推定されます。

なお、この預託実効線量については、福島原発事故による影響が大部分と推定されますが、事故を踏まえた環境試料中の放射性核種分析結果に基づく評価手法が国から示されていないため、いずれも参考値としております。

以上、ご説明いたしました結果から、監視結果の評価をまとめます。18ページをご覧ください。

短期的変動調査結果の評価につきましては、第3四半期、第4四半期とも次のとおりでございます。

福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質の影響により、一部の空間ガンマ線量率が平常の変動幅を上回った。また、同様に、大気塵埃及び降下塵からセシウム137などの放射性核種が検出された。

さらに、原子力施設からの排水からも、福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質の影響に由来する放射性核種が検出された。

長期的変動調査結果の評価につきましては、次のとおりでございます。

福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質の影響により、サーベイ・空間ガンマ線量率の測定結果が事故前の測定値を上回り、積算線量の測定結果も平常の変動幅を上回った。また、同様に、土壌、飲料水、海水、海底土などからセシウム137などの放射性核種が検出された。

19ページをご覧ください。

次に、線量の推定結果につきましては、(1)放出源情報に基づく実効線量について、気体廃棄物による実効線量は、外部被ばくによるものが0.0001ミリシーベルト以下、内部被ばくによるものが0.0001ミリシーベルト以下であった。また、液体廃棄物による実効線量は、外部被ばくによるものが0.0000ミリシーベルト以下、内部被ばくによるものが0.0057ミリシーベルト以下であった。

(2)積算線量による外部被ばく実効線量は、0.31ミリシーベルトから0.90ミリシーベルトと推定され

る。

なお、各地点の自然放射線による外部被ばく実効線量は、0.18ミリシーベルトから0.34ミリシーベルトであるため、福島第一原子力発電所事故の影響による追加の積算線量の外部被ばく実効線量は、0.064ミリシーベルトから0.65ミリシーベルトであったと推定される。

と評価しております。

評価部会からの報告は、以上でございます。

○山口委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。どうぞ。

○鈴木(元)委員

最終的に内部被ばくの線量を求めていったとき、どういうモデル計算をしていたかという情報を、後でもいいですから、教えてください。

今、環境省の研究で、私、線量評価の研究を進めております。近隣県の情報も集めておりますので、その場合、こういう計算が、例えば、アンスケア（UNSCEAR：原子放射線の影響に関する国連科学委員会）の線量評価のときのやり方とどういうふうに合致しているのか、あるいは違っているのか、その辺の情報が必要になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山口委員長

内部被ばくの実効線量の求め方ということだと思うのですが、何か回答がありましたら。

○岡田委員

後で資料を集めてお送りするようにいたします。

○山口委員長

他の方々に紹介とかというのはいいですか。ここではなかなか難しいですか。詳しいことは後でお送りするにしてもどうでしょうか。

○事務局

後ほど、考え方、算出の方法についてご報告申し上げたいと思いますが、簡単にご説明いたしますと、計算式でございますが、まず、各品目の放射性物質の平均濃度が出てまいりますので、それに対する一般的な食品の摂取量、それから、各核種毎の預託実効線量係数を掛け合わせまして預託実効線量を求めております。

○山口委員長

鈴木先生、いかがでしょうか。

○鈴木(元)委員

アンスケアの場合、検出限界以下は、検出限界の値を用いて平均値を求めていったと思うのです。今、時間が経っていますので、検出限界以下というのは検出限界ぎりぎりの値ではなくてもっと低くなっているはずなのですが、その辺の扱い方をどのように考えていくかというところがポイントになるかと思っています。

○事務局

検出限界値につきましては、検出限界の値を用いて計算しております。

○山口委員長

よろしいでしょうか。一定式を用いて、品目と摂取量と預託実効線量を掛けるという形で出している

ということです。

他に質問ございますでしょうか。どうぞ。

○小佐古委員

一番最後のまとめのところに、積算線量による外部被ばくの実効線量と書いてあって、福島第一原子力発電所事故に起因するものと書いてあるのですが、高いところが0.65ミリシーベルトと書いてあるのです。高いところというのは、どのようなところがそうだったのかをもう一度説明していただけるとありがたいのですが。

○山口委員長

19ページが一番下の表で、棒線自体も、先生のお考えでは、的確にあらわしていないかという感じですか。

○小佐古委員

広がりがあるからどう書いてもいいのだと思うのですが、こういうものをみたときに何を注意すればいいのかというと、高いところに対して注意を喚起するということが必要でして、どういう条件のときにどういうところが高いのかというのを皆さんが共有されることは大事なのではないのかなと。

○山口委員長

では、福島第一原子力発電所事故の影響として、0.064ミリシーベルトから0.65ミリシーベルトと出ているわけですが、0.65ミリシーベルトはどのようなところなのかという説明をお願いします。

○事務局

福島第一原子力発電所事故の実効線量より最も高かった0.65ミリシーベルトですが、この地点は、自然放射線を含めて実測された値が0.86ミリシーベルトでございます。この地点につきましては、積算線量計が置かれている場所の周辺が若干草地になっておりまして、そういった影響で、やや高めになっていると考えております。

○山口委員長

場所はどちらですか。

○事務局

場所は、ひたちなか市の阿字ヶ浦中学校です。

○山口委員長

場所は、ひたちなか市の阿字ヶ浦ということで、自然放射線を含めて0.86ミリシーベルト計測されたということですよ。

○小佐古委員

このレベルであれば気にする必要はないと思うのですが、どのようなところが高いのかを皆さんが共有されることは大事だと思います。

今の件はそれでいいのですが、先ほどの内部被ばくのほうですが、検出下限値のところは余り大した議論にならないというか、検出下限は低い値ですので、積算しても大きな数字にはならないのです。それよりは、内部被ばくなどを評価するときには、通常は口から入るものと鼻から入るものがあるのですが、口から入るものは鼻から入るものの10倍の線量寄与がありますから、食品経由のものについては特に注意が要るということです。口から入るということになりますと、何を食べましたかということが問題になって、通常は日本の食品の一覧表を見て、こういうものを食べているでしょうということなのですが、実際には、食べるものというのは地域によって大きな広がりがある、圧倒的にそっちのほう

が評価の上では大きく違うということになります。

ご自分がどれぐらいかをやってみたいということであれば、日本分析センターというところで、文部科学省のホームページにも載っていますが、どの食品をどれぐらい摂りましたかということから、簡易な計算で預託実効線量を積算したものが出てくるのですが、そこから大体の数字が出てきます。

ただ、ここに載っているような0.0057ミリシーベルト以下というような低いところになると、食品の違いとか、検出下限値とか、一生懸命議論しても余り詮ないことになると思います。

こちらも先ほどと同様でして、特に高くなるようなものが何なのかということを見て、それに対して対策を施すということが議論の中心になるべきで、ものによると非常に生物濃縮が厳しくて、高くなるケースもありますから、むしろそっち側のほうに注意を向けられるほうがいいのではないのかなと思います。

○山口委員長

ありがとうございました。

内部被ばくは、日本分析センターのホームページから入っていくと、自分でもある程度計算ができるようになっているということですね。

他にございますでしょうか。

なければ、評価部会報告書のとおり、本委員会です承したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○山口委員長

ありがとうございました。

それでは、平成26年度第3、第4四半期の短期的変動調査結果、下半期の長期的変動調査結果、線量の推定結果については、評価部会報告書のとおり、本委員会において了承とさせていただきます。

他に何かございますでしょうか。

なければ、以上で、本日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

この後、報告事項がございますので、進行につきましては、事務局にお返しいたします。

よろしく申し上げます。

○関課長

ご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、引き続きまして、4の報告事項へ移らせていただきたいと思います。

初めに、福島第一原子力発電所事故に係る特別調査結果の概要につきまして、事務局から説明を申し上げます。

○事務局

原子力安全調整監の山本からご説明させていただきます。

資料No.2-1は昨年度度の測定結果を示したものでございます。資料No.2-2につきましては、今年度4月から7月までの結果をそれぞれまとめたものでございます。

それでは、福島第一原子力発電所事故に係る特別調査の概要について、原子力規制庁、環境省の調査も含めて、ここでは資料No.2に基づきまして最新情報の概要についてご説明させていただきます。

それでは、資料No.2の2ページ目をごらんください。

環境放射線の測定結果といたしまして、(1)航空機モニタリングの結果について示してございます。これは、原子力規制庁が平成26年9月1日から11月7日までに実施した結果を示したものでございます。

地表から高さ1メートルの空間線量率を示しており、これまでと同様に、県北沿岸及び県南の地域で周辺より高く、示しているところの水色の部分になっておりますが、0.1マイクロシーベルト/時から0.2マイクロシーベルト/時を示しておりました。

続きまして、3ページ目をお願いいたします。

(2)空間線量率の結果についてです。

地図に示されました測定値は、各市町村に設置しておりますモニタリングポスト等で測定されました、同じく1メートル高さの空間線量率を示しております。7月31日の時点で、空間線量率は0.034マイクロシーベルト/時から0.093マイクロシーベルト/時、0.093マイクロシーベルト/時は守谷市で観測されております。

また、左上のグラフにおきましては、県内の主な市町村、北茨城市、水戸市、鹿嶋市、守谷市、取手市の空間線量率の推移を示したものでございます。平成24年4月に少し不連続に変わっているところがありますが、これは、以前に可搬型モニタリングポストまたはサーベイメータを用いて測定していたものでございまして、平成24年4月以降からはモニタリングポストを常設して測定しております。

全体の傾向といたしましては、平成24年度以降、穏やかに減少し、現在ではほぼ横ばいという結果になっております。

続きまして、2海水浴場の測定結果でございます。4ページをご覧ください。

県内18海水浴場を対象に、7月に実施しました海水中のヨウ素、放射性セシウム、トリチウムの放射能濃度と、姥の懐マリプールを除く17海水浴場の砂浜の放射線量率の測定結果について示しております。放射能濃度につきましては、上の表のとおり、全ての地点におきまして検出限界値未満でございました。

線量率につきましては、0.04マイクロシーベルト/時から0.06マイクロシーベルト/時となっており、県のモニタリングポストや国内外の主要都市の空間線量率と比べ、同程度かそれ以下であることが確認できました。

続きまして、原子力規制庁が実施している海水及び海底土の測定結果についてでございます。5ページをご覧ください。

表中にはセシウム、図中にはストロンチウムの測定結果を示しております。

まず、海水についてですが、放射性セシウムが検出された地点については、表層について、セシウム134が0.00026ベクレル/リットルから0.00092ベクレル/リットル、下層について、検出下限値未満から0.00073ベクレル/リットルでございました。

セシウム137につきましては、表層について、0.0022ベクレル/リットルから0.0044ベクレル/リットル、下層について、0.00072ベクレル/リットルから0.0035ベクレル/リットルでございました。

海底土の測定結果については、セシウム134が検出下限値未満から32ベクレル/キログラム、セシウム137が0.55ベクレル/キログラムから120ベクレル/キログラムという結果になっておりました。

右側の図をご覧ください。

ストロンチウム90の結果については、海水について、0.00096ベクレル/リットルから0.0012ベクレル/リットル、海底土は0.15ベクレル/キログラムから0.25ベクレル/キログラムでございました。

続きまして、6ページをご覧ください。

4公共用水域の水質・底質の測定について、(1)環境省が実施した茨城県内の河川、湖沼、ダム等の水質・底質測定の結果を示しております。測定結果は、今年の5月のものでございます。

まず、水質は、全ての地点で放射性セシウムが不検出でございました。

次に、底質については、セシウム134及びセシウム137の合計で、検出下限値未満から2,490ベクレル/キログラムの範囲となっており、県北と霞ヶ浦の西岸に流入する河川で高い傾向が続いております。2,490Bq/kgは水沼ダムで検出されております。

続きまして、7ページをご覧ください。

(2)霞ヶ浦流入河川及び湖内の水質・底質測定でございます。先ほどの環境省のデータに県の実施したデータが含まれております。

測定結果は、今年5月のものございまして、水質については、全ての地点で放射性セシウムが不検出でございました。底質は、セシウム134及びセシウム137の合計で、27ベクレル/キログラムから1,760ベクレル/キログラムの範囲であり、霞ヶ浦西岸に流入する河川で高い傾向が続いております。

続きまして、5農畜水産物の出荷制限、自粛、解除の状況についてでございます。8ページをご覧ください。

測定検体ですが、原発事故以降、県では301品目、検体数は約118,000検体について測定し、その結果を県のホームページで公開しております。

(2)出荷制限、自粛を行っている品目についてですが、今年7月23日時点で、ご覧の品目について出荷制限が続いている状況でございます。前回の監視委員会以降では、下に示しているとおりですが、出荷制限解除として、3月24日にギンブナ、4月17日に守谷市、つくばみらい市と、4月24日に取手市においてタケノコが解除されております。

出荷自粛等の解除については、3月24日にゲンゴロウブナ、4月10日には石岡市、かすみがうら市の一部の生産者について施設栽培の原木シイタケ、7月8日にはムラソイ、7月23日にはイワナ及びヤマナの出荷自粛が解除されております。

以上で、特別調査の概要について説明を終了いたします。

○関課長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらよろしくご質問申し上げます。どうぞ。

○小佐古委員

今の結果を見せていただくと、北茨城、高萩、茨城県の北のあたり、海側、東海、大洗、鉾田、それから、柏とかつくばとか、そのあたりが他と比べるといろいろ見られるということです。

6ページの公共用水域で見ますと、底質測定結果、湖とか川の泥にあたる場所には、2,490ベクレル/キログラムと過去最大が5,800ベクレル/キログラムのところは半分ぐらいは依然として泥側に溜まっているということですから、飲料水のほうは特に大きな変動がないので、すぐに何とかという話にはならないけれども、このように溜まっているのだという事実を県としてちゃんと把握しておかれるということがすごく大事だということになります。

目の前の局面で、これはよかったというのではなくて、全体としてどういう把握がされて、どこに何があって、どのように推移しているのかを正確に理解しておくというのは極めて大事になります。

例えば、海側でちょっとした変動があるときに、これが福島原発事故起因なのか、あるいは原子力施設とか放射線施設に原因があるものなのか、福島原発事故の影響なのかというものを判断するとき、このようなきちんとしたデータがないとなかなか理解できないということで、全体によかったということではなくて、経緯をきちんと把握されることが極めて大事になると思います。

できれば、泥の濃度ではなくて、大体この地域には総量でどれぐらいあるのかを粗くてもいいので見

積もっておけば、その総量が時とともにどれぐらい変化するのかを上手に押えることができるから、難しいところもあるのですが、そういうところも気にされてやられたらいいと思います。

同じようなことは、7ページの霞ヶ浦に流入する底質も、新川とかそのあたりは過去最大5,800ベクレル/キログラムのところを27ベクレル/キログラムから1,760ベクレル/キログラムということで、依然としてあるということですから、これをもってすぐに何かあるということではないですが、先ほど言ったようなことをきちんと把握されておくことは重要ではないかと思いました。

8ページに農畜水産物の出荷等々がありますが、食品の基準は、日本で決めているのは国際基準とはかなり低い数字になっています。例えば、我々の身体は、自然のままで1キログラム当たり100ベクレルの放射能があるのです。水の基準は10ベクレル/リットルですから、身体よりはるかにきれいなものを要求しているということで、国際的に見てもかなり低いのではないかという感じがすることはするのです。

この低い基準を守るということになると、先ほど、原木シイタケ、タケノコ、そのほかのことが話題になりましたが、それは引き続き注視する必要があります。それをやるときに、先ほども述べましたが、一般論でやるのではなくて、こういうところには吹き溜まるとか、湖底の泥には溜まるのだとか、それは時とともにどういうふうに変化するのだということ把握しながら個々のケースを解釈するということが極めて大事で、何か見つかって、見つかる度に騒ぐというのはあまり良い方法ではなくて、どういうところにどういう傾向があって、全体量はどこにあって、それがどういうふうに移しているのかを把握できるような形で順番に解釈していかれるといいのではないかと思います。

○事務局

ありがとうございました。

ただいまだきましたご指摘でございますが、まず、公共用水域、それから、霞ヶ浦の流入河川等のデータにつきましては、継続的にデータを把握していくこととしております。

また、総量につきましては、どういった形でお示しができるのかを検討させていただきたいと思っております。

それから、最後の農畜水産物につきましては、検査等を継続的にやっているわけですが、若干、基準値が厳しいというお話もございますが、こういった厳しい基準値をクリアしているということが消費者の安全・安心につながっていくのかなと思っておりますので、こういった基準値を厳格に確認していくという取り組みを続けてまいりたいと考えております。

○鈴木(元)委員

8ページですが、一般の基準値100ベクレル/キログラムを超した品目を述べるというだけではなくて、それがどのくらいの分布になっているか、どのような値になっていたかという情報も実は重要なのだらうと思っています。というのは、例えば、流通はしていないけれども、自分で釣りをして釣ってきたようなものを食べたとき、どのくらいの線量になるかということを考えていく場合、例えば、イシガレイが400ベクレル/キログラムぐらいであったとか、どのような分布になっていたかという情報は重要なのだらうと思うのです。

私の住んでいる栃木県ですと、ある幅の中にどのように分布しているかということをそれぞれの品目に対して報告するという情報提供もやっていますので、そういう情報提供の仕方も考えていただけるとよいかと思っています。

これはいいのか悪いのか別にして、今、例えば、山菜を採りに行くという人たちは、県のデータを見

まして、このぐらいだったら自分は食べてもいいという自己判断をして行っています。要するに、それだけ県民自身の放射線リテラシーが徐々に上がってきたということを反映しているのだと思うのですが、それを推奨するという意味ではなくて、具体的に野生のものの汚染の分布を県民にきっちり伝えて、それぞれがその値を考えていく材料にするということは重要なのだろうと思っています。

○関課長

ただいま、貴重なご意見をいただきましたので、県の関係部局とも協議させていただきまして、どういった形でお示しするのが適切かにつきましても内部で検討させていただきたいと存じます。よろしくをお願いします。ありがとうございます。

そのほか、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、報告事項の2番目でございますが、海水中のトリチウム測定結果につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.3をお手元にお出しいただきたいと存じます。

監視計画に基づきます海水中のトリチウム測定結果につきましては、本来、監視委員会でご審議をいただいた後、公表となりますが、以前の監視委員会でご了承いただいたとおり、昨今の状況に鑑みまして、測定結果がわかり次第公表させていただいているところでございます。

今回は、4月中旬に県が実施いたしました結果でございますが、日立市久慈沖から大洗町大貫沖まで6つの全ての地点におきまして不検出となっております。

この結果につきましては、7月13日に県のホームページを通しまして公表させていただきましてことをご報告申し上げます。

以上でございます。

この件につきまして、ご質問、ご意見等あれば、よろしくお願い申し上げます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以上で、報告事項を終了させていただきます。

本日予定いたしました議事と報告事項につきましては、以上でございますが、委員の皆様方、ほかに何かご意見等あれば、よろしくお願いしたいと存じます。特段よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

他になければ、以上をもちまして、本日の監視委員会を終了させていただきます。

本日は、お盆明けの大変忙しい中、また、足元の悪い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

引き続き、よろしくお願い申し上げます。

以上で、終了させていただきます。ありがとうございました。